



☆ 特定非営利活動法人 北関東医療相談会ニュースレター

群馬県太田市東別所町 427-44

電話番号 080-5544-7577 / Fax0276-46-4462

<https://npo-amigos.org/>



当会は、すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現を目指し、
特に外国籍・生活困窮者の為の保険、医療又は福祉の増進を図る活動、
社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などを目的に活動を行っています。

背景と現状

1980 年代より、多くの移住者・移住労働者が来日し、定住するようになってから 45 年以上が経過しました。現在日本で暮らす在日外国人は 350 万人を超えており、人口の約 3% を占めています。

一部の在日外国人は、日本の会社で働き、すでにリーダー格になっている移住者がいる一方で、日本で長期にわたり暮らしていても、不安定な生活を余儀なくされている移住者も少なくありません。

なぜならば、日本には在日外国人の暮らしを支える包括的な移民政策が存在していないのが現状なのです。

こういった背景を踏まえ、北関東医療相談会は、1997 年に「外国人のための医療相談会」として活動を開始、市の公民館などを使用して無料健康診断会を実施してきました。近年、日本国籍の方々にも同様の支援が必要なが分かり、国籍を問わない支援へと舵を切り、生活困窮の方たちへ無料医療相談を永続的に行うことができるよう、2013 年 10 月に法人化、特定非営利活動法人 北関東医療相談会（別名 AMIGOS）を発足させました。

現在も多くの医師・看護師・通訳者・ボランティア・医療機関の協力によって活動範囲も北関東 4 県へと広がり、より身近な場所で無料の健康診断が受診できる体制を目指して現在に至ります。



今年 10 月 10 日に当会代表理事であった後藤裕一郎さんが逝去しました。

後藤さんは、群馬県高崎市の保健所所長という重責を担いながら当会の理事長を受けていただきました。今思うとさぞかし大変な立ち位置であったと思います。故人をしのび当会発行の「生きていけない」に寄稿された文を紹介します。

特定非営利活動法人北関東医療相談会を代表いたしまして、私より、今回発行されました NPO アミーゴスに依る仮放免者、不法滞在者に関わる情報冊子『仮放免者生活実態調査報告』のご案内を申し上げます。

日本においては、令和 3 年の念頭におけるスリランカ女性の不法滞在者なる理由にての拘束、およびその後の死亡という悲惨な結果が今でも、印象的な報道となっています。あってはならない事件はこの他にも、我々、アミーゴス関係者はその多くを知っています。

しかし、日本政府、国会等の仮放免者、不法滞在者などへの施策に未だ大きな進展を見ないことも事実です。

こうした公的権力による「見て見ぬふりをする」が如き態度は決して許容され得るものでないことはもちろん、我々住民側から”草の根からの声”を上げ政府を動かさねばならないと思われれます。

この度、アミーゴス内関係者の尽力と熱意によってこの冊子が日の目を見ることができましたことを、代表として喜ばしく、ありがたく感じます。

本冊子の情報にはアミーゴスの各会員の汗水の結晶が詰まっています。とりわけ、子細な情報は医療のみならず衣・食・住なる生活面のほぼすべてに及んでいます。

また、見やすい多色刷りも情報の理解に多くを寄与している一方にて、その内容も決して誇張や主観を挟まず、日本における対外国籍住民施策の現状を至適に表現しています。

どうか、今回の日本初の”仮放免者”関係冊子を各個人様が熟読されまして、再度「日本の在日外国籍住民への対応」に関し再考されたうえで、ご感想をアミーゴスへ還元していただければ、アミーゴスにとって望外の喜びです。

後藤裕一郎

2022 年 10 月

2025 年の医療相談会は 2 月と 6 月の 2 回開催しました。

第 69 回 2/9 (日) 茨城県 友部教会イエズス・マリア聖心会修道院



当日は、終日良く晴れ、風もなく一日温かく芝生の上は部屋の中にいるようでした。受診者は 57 名で、スタッフは医師 12 名、看護師 8 名、助産師 2 名、歯科医師 2 名、歯科衛生士 2 名、医学生、看護学生 5 名、弁護士 3 名、MSW 4 名、通訳 13 名、一般ボランティア 57 名の総勢 108 名でした。今回は、要望が多かったマンモグラフィ検診車を導入することができました。

○基本情報				○地理的分析				○社会福祉的分析	
開催地	参加者数	受診者数	男性：女性	開催県内居住率	開催地を除く	最多国籍	最多地域	保険証不所持	仮放免者率
茨城県・友部	57	55	67%：33%	54%	埼玉県	ナイジェリア	アジア	82%	68%

第 70 回 6/8 (日) 群馬県 太田公民館東別館

70
回目の
医療相談会



1997 年群馬県において、「外国人のための医療相談会」として発足した、医療相談会も 70 回を迎えました。今回も、医療従事者のかた、一般ボランティアの方総勢 70 人以上の方が駆け付けていただき、無事実施できました。保険証がなく医療にかかることが困難な 34 人の受診者が集まり、健康診断を受診しました。

○基本情報				○地理的分析				○社会福祉的分析	
開催地	参加者数	受診者数	男性：女性	開催県内居住率	開催地を除く最多居住地	最多国籍	最多地域	保険証不所持率	仮放免者率
群馬県太田市 太田公民館東別館	33	33	58%：42%	27%	埼玉県	パキスタン	アジア	97%	67%

第 70 回相談会で支援困難事例となった T さんの事例をご紹介します。

群馬県伊勢崎市 ブラジル国籍（父日本人、母ブラジル人）T さん 70 歳 男性

1955 年ブラジルで出生。父日本人、母ブラジル人。70 歳。1993 年来日後、群馬（M 市）新潟、静岡、埼玉、群馬と移動しながら移住。当時伊勢崎市のアパートで一人暮らし。



経緯→昨年、前橋日赤病院 MSW から連絡があり、肺炎で入院し退院するにあたり食糧支援の依頼をされた。その後、毎月食料を届けていた。情報が薄いため詳しく話が聞きたく携帯電話の有無を聞くが持っていなかった。

今年 5 月、自宅訪問し面談。少し風邪気味の様子があった。驚いた事に電気、ガス、水道のセイフティネットが全く使えていなかった。カセットコンロで煮炊き、水はお向かいのフィリピン人の女性が毎日ペットボトルで水を 2～3L 届けてくれる。電気が通っていない室内で、靴を履いての生活だった。少しの食料と果物を置いてきた。アミーゴスの仲間が毎月食料を届けていて、それを食べていたようだ。わずかな金額を置いてくる。働けていないので生活費はない。水道・光熱費を支払う金額もなし。土曜日であったが市の窓口で水道を止めるのは人道的に間違っていないか、と抗議。月曜日改めて市に問い合わせる。結果、住民票のない人には水道は開始できませんとの返答であった。

前橋にいる会員に 6/8 の医療相談会に受診してもらうため、アパートに迎えに行ってもらう。部屋から出てくるまで 30 分以上呼び続け、やっと受診にこぎ着けた。診察において体全体を診て靴下を脱がせ驚いたのは皮膚の角質が鱗状態に靴下を一年以上履いたままのようだ。

下の画像は、流しで何度も石鹸で洗い、お湯で洗い流した状態の写真。

診察の結果皮膚の一部に炎症があり栄養状態も悪く、救急車で民医連の病院で受け入れてもらい緊急入院になった。



栄養不良で痛みが感じられない状態

入院後、ブラジル領事館へ連絡し、家族親族の連絡先を探してもらう。運良く T さんの姪さんと連絡がとれる。

7/9 に退院となり、姪さんの手続きのもと、8 月 13 日 17 時 30 分発の飛行機で母国ブラジルへ帰国した。



その後…

ブラジルに到着した T さんは、ご家族と会うことができ、食事をともにしました。（左はその時の写真です）

この数日後、T さんはお亡くなりになりました。

悲しい報告ではありましたが、

相談会に参加していなければ、身寄りのない異国の小さなアパートの一室で亡くなっていた可能性が高かった事例です。

当会の医療相談会に参加する外国人の約7割は仮放免者です。

仮放免者とは？

入管法に基づいて収容令書又は退去強制令書により収容されている者について、病気その他やむを得ない事情がある場合、一時的に収容を停止し、例外的に身柄の拘束を解くための措置（法務省 2019）



つまり、「仮放免者」とは日本政府から「あなたは日本にいてはいけない」と言われたけれども国に帰ることはできず「入管」に収容。病気などの事情で一時的に「入管」外で生活することが認められた人です。

仮放免者は、一時的に日本での生活を認められていますが、

①働くことが認められていない

②保険証などの資格がない

ため、貧困に苦しみ病にかかっても放置するしかなく
その結果、気づいたときには病気が**末期状態**になって
いることも少なくありません。

当会 AMIGOS
が支援する分野

それでは、帰国すればいいじゃないかという意見があるが、以下の理由で帰国できない事が多い。

①政治紛争に巻き込まれる

選挙のたびに政党が変わり暴力を受ける（アジアに多く見られる）
地域の鉱物資源の利権によって殺されかけた（アフリカ地域）

②地域紛争によるもの

「イランイラク戦争」概ね 30 年におよぶ仮放免生活者が多い。当会のシェルターに一名支援している。

「アフガニスタン戦争」近隣のパキスタン人が日本へ逃げて来ている。

「フィリピンの麻薬撲滅の政策」概ね 10 年以上の仮放免者

③日本生まれの子供にとって日本で育った子供の母国は日本

来日後日本人と結婚したことによって生まれた子供

2023 年日本生まれの仮放免者の子供の在留許可を認められた。

当会の支援する 3 組の親子にも在特が認められ国民健康保険が出された。



北関東医療相談会がメディアにとりあげられました！

Forbes JAPAN 2025 12月号

「NPO」だからできる「ソーシャル R&D」 50

46

北関東医療相談会

代表理事 後藤裕一郎

在留資格のない外国人生活困窮者を支える

すべての人の健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、在留資格のない外国人、認められることのない難民申請者としての仮放免者等への保健医療および健康診断活動を通して、人間としての尊厳を護る活動を行っている。

週刊東洋経済 2025 9/13-20 合併号

現場で奮闘する「すごい NPO」の実像

第2特集 / 本当にすごいNPO

北関東医療相談会 (AMIGOS)

在日外国人の命を救う「最後の砦」

日

本で暮らす外国人や、生活に困窮する日本人を対象に、無料の健康相談会を開き、必要ときには医療費を支援する団体がある。群馬県を中心とした関東で活動する、北関東医療相談会だ。

年に2回ほど開催する健康相談会には、日本で難民申請をしつつ滞在許可が下りず、在留資格がないまま日本で暮らす外国人らが訪れる。

日本の難民認定率は、先進国の中で圧倒的に低い。「自国政府からの迫害を証明する」など、認定に高いハードルがあるためだ。2024年に国内で難民認定された人は190人で、認定率は2・2%。一方米国では3万5701人（認定率57・7%）、英国では3万7021人（同42・4%）が認定された（難民支援協会による）。

医師らが無償で協力

長澤正隆事務局長が医療相談会を始めたきっかけは30年ほど前、在留資格のない外国人が末期がんとなるまで病院を受診せず、亡くなったケースを目の当たりにしたことだ。当時の日本は労働力確保のため、積極的に外国人を受け

入れていた。彼らの中にはキリスト教徒もおり、カトリックさいたま教区で終身助祭を務める長澤氏は、教会を通じて彼らとの交流があった。中には在留資格のない人も多く、健康保険に加入できないため、病院の受診を避ける人々がいることに気づいた。

そこで1997年に開始した医療相談会は、今年70回に達した。医師や看護師、通訳や弁護士、ボランティアなど総勢70人が相談会を支える。年間数百万円に上る治療費の支援なども行うが、資金繰りは厳しい。長澤氏は少しでも活動内容を知ってもらえればと、ホームページでニュースレターを公開している。



北関東医療相談会の長澤正隆事務局長は、カトリックさいたま教区で終身助祭も務める

現場で奮闘する「すごい

当会 AMIGOS の理事 河野 順子さんが 第 50 回フローレンス・ナイチンゲール記章 を受賞しました。



- 栃木県生まれ
- 栃木県在住
- 現職：
一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会 会長



河野氏は、病院を退院した後も住み慣れた地域で必要な医療が受けられ、最期まで尊厳のある一人の人間として自分らしく生活できるように、現在の地域包括ケアにつながる「退院計画」のための多職種・地域連携、在宅医療推進に向けた地域の受入れ体制の構築に取り組んだ。

2000 年から導入される介護保険制度を見据え、退院後の患者・家族の生活やライフサイクルを想定した看護ケアの計画立案・実施・評価という患者個別の側面と退院後の療養を担う保健・医療・福祉といった地域資源の活用による近隣社会のネットワーク化という側面を推進するため、氏は大田原赤十字病院（現：那須赤十字病院）と国際医療福祉大学の共同研究事業により、地方にある中核都市の特徴を踏まえた「退院計画」の構築に率先して取り組み、退院後の患者の「医療の質」を確保するための多職種連携・地域連携を強化した。

氏は同院を退院した後の生活や住環境などに着目し患者の援助のために立案する「退院計画」を看護師が主導しながら多職種によるチームアプローチで作成し、その効率的・継続的運用に努めた。さらに患者を受け入れる地域の連携体制づくりのため、地域の保健医療福祉の専門職との連携を強化するとともに、地域住民が参加する学習会・講習会を開催して、在宅療養のための知識・技術の普及に努めた。退院後の患者がその人らしい生活を取り戻せるようにと、氏が強い信念を持って取り組んだことにより、地域関係者の間に「地域が一体となり患者のための支援体制を構築する」という信頼感・連帯感の意識が高まり、退院した患者が社会の中で一人の人間として普通に生活できる Well-being（ウェルビーイング）の実現にもつながった。

氏が実践した退院計画への取り組みは、環境が類似する多くの地域において有益となるものであり、各地での講演等を通じて、全国へのさらなる普及や後進の育成に努めた。

【フローレンス・ナイチンゲール記章の概要】

同記章は、紛争下において敵味方の区別なく負傷者を保護する役割を担う赤十字が、1907 年および 1912 年の赤十字国際会議において、顕著な功績のある世界各国の看護師を顕彰し、授与することを決定したものです。

フローレンス・ナイチンゲール氏の生誕 100 周年を記念して、1920（大正 9）年に第 1 回の授与が行われ、それ以来、隔年でフローレンス・ナイチンゲール氏の生誕の日にあたる 5 月 12 日に赤十字国際委員会（ICRC）から受章者が発表されています。

また、同記章は、鍍銀製アーモンド型メダルで、表面は燭（ともしび）を手にしたフローレンス・ナイチンゲール氏の像と「1820～1910 年フローレンス・ナイチンゲール氏記念」の文字があり、裏面には受章者名と、ラテン語で「博愛の功徳を顕揚し、これを永遠に世界に伝える」と刻まれています。

本年も、各地で北関東医療相談会の活動を知らせるために
講演会やラジオ出演などをしました。



「茨城県家庭の日」 in 友部教会



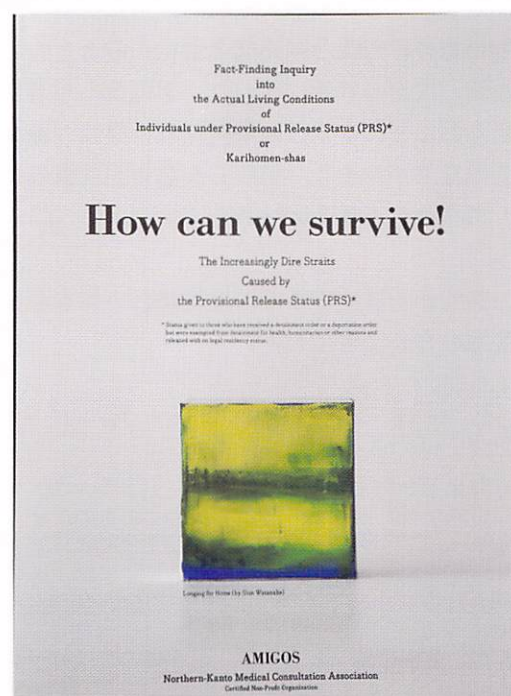
コミュニティラジオへ出演

その他、明治学院大学附属中高の学生への講演会
教会のチャリティコンサートでの講演など

「生きていけない」の英語版が発刊されました！

How Can We Survive!

日本ではじめて、「仮放免者生活実態調査」を行ないまとめた「生きていけない」。
2025 年、より多くの方にも知っていただきたいと、英語版を刊行しました。
頒布価格 1,000 円です。



医療相談会以外の、当会の支援活動

食糧支援

毎月**第一金曜日**は、食糧支援の日です。

ボランティアスタッフの助けをお借りして、米、野菜などの食料のほか
ミルク・オムツ・生理用品などを生活困窮者の方々に送っています。



地域の畑を持つ支援者の方より
農業指導を受けて作物を収穫させていただいています。↓



薬の支援

秋から冬にかけて、インフルエンザやコロナなどが流行っています。医療にかかれない仮放免の方からの連絡が多数きます。Amigos では、薬の備蓄をし、症状に応じて市販薬を提供しています。



クリスマスプレゼント

本年はサレジアンシスターズより、寄付いただいた毛布をクリスマスプレゼントとして、贈りました。



小さく収まるように
圧縮作業中！



調布星美幼稚園こどもたちが、
毎月1回 におにぎり献金を行なっています。

アミーゴスのかつどう

しゃくりょうしえん



みんなではここに
つめよう!!

こんなものを
おくります!



きれいに
はいるかな



3がっは
69こぞい!





アミーゴスより

ちょうふせいひょうちえんの
みなさまへ
やさしいころのけんきんで
たべものをかうことができました。
こまっているひとに その
たべものを おくってあげることができました。
みなさま ありがとうございます。

いりょうそうだんかい

けんこうしんだん

やちん ずうだん

1ねんに 2,3かい
むりょうのいりょうそうだんかい
をおこなっています。
それぞれのこまりごとを
かかえて、たくさんのひとが
あつまります。



ほうりつそうだん

たべものとうりひと
おともたちより

アミーゴスへ
いつもおかしや
食べ物をおくっ
てくれてありがとう
ございます。これからも
よろしくおねがいします。

アミーゴスへ
みかんや お米をく
れたりとうきうき
しています。
これからもアミーゴス
ががんばります。



しんぶんし ほん

におにぎり献金とは？

おにぎり献金とは、おかずを我慢して集めたお金を、困っている人や地域のために寄付する活動です。

<今後の予定>

第 71 回医療相談会

日時：2026 年 2 月 22 日（日）

会場：茨城県友部教会イエズス・マリア聖心会修道院

現在、運営費が不足しております。皆さまぜひご支援ください！

<寄付金の決済がしやすくなりました>

右記の QR コードから寄付金の納入が可能になりました。
読み込んでいただきますと、専用ページに入ることができます。
会費納入の際は、その旨を明記していただきますようお願いいたします。

<http://congrant.com/project/npoamigos/3162>Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move
日本カトリック難民移住移動者委員会Caritas Japan
カリタスジャパン

サレジオンシスターズ

編集後記



「シラ書 34 章 25 ～ 27」

聖書には、貧しい人への神の怒りの言葉が多く、外国人の支援活動をしていると神が貧しい人を思う気持ちがよくわかります。特に、移住者の事を考える時これほど力が湧いてくる言葉はないと思います。

「シラ書〔集会の書〕34 章 25 ～ 27；なけなしのパンは貧しい人の命これを奪い取る者は人殺しだ。隣人から生きる手立てを取り上げる者は彼を殺す者であり日雇いから賃金を奪い取る者は血を流す者だ。」

シラ書の箇所は、数年前の水戸裁判所で取り上げられた 1 件を思い出します。日本の中に、在留資格の無い移住者は 96,414 人、うち仮放免者は 3,478 人、難民申請者 13,823 人、合わせると 17,301 人います。

仮放免者は、在留資格は与えられていません。生活のために買うという事が出来ない立場にいます。働くことが出来ない家族は、食べる物も十分ではありません。幼い子供は空腹で良く泣いていたと言います。父親は不憫に思い、働いてパンを買って与えました。そして冷蔵庫に入れて間もなく入管職員が点検に来て、そのパンを発見されました。すぐに父親を問いただし、父親は正直に働いて買ったことを認めました。その日から父親は、入管施設に収容され、2 年間入管施設から出ることができませんでした。」

旧約聖書の時代も、同じように役人もしくは管理者がいて、奴隷、外国人の貧しい人たちを対象に「生きる手立て」を取り上げてきた、と考えられます。

この状態は現代の入管が仮放免者に行っていることと変わらないのです。このパンを買う事で入管施設の収容された件では、弁護士は裁判を起こしましたが負けてしまいました。

それでも私たちは、人間の尊厳の教えにそって最も弱い者の側にいるのです。社会で最も軽視されている人々の包括的な発展への私たちの関心の基盤だからです。※1

それは、ただ立っているだけではなく、自分に宛てられた手紙の様に読み込み、動き始めなければならないのです。（長澤拝）

※1 教皇レオ 14 世の使徒的勧告「貧しい人々への愛」111